

# 志木市国民保護計画

## 資料編

平成19年3月  
(令和3年3月変更)

志 木 市

# 目次

I	関係機関	
1	県、市町村の担当部署	2
2	消防機関の担当部署	2
3	指定行政機関の担当部署	4
4	指定地方行政機関等	5
5	指定公共機関、指定地方公共機関	7
6	志木市内の公共施設及び公共的施設等	8
II	避難	
1	避難施設一覧	15
III	救援	
1	備蓄資機材の状況	18
2	医療機関等の一覧	22
3	火葬場等の一覧	26
4	安否情報関係様式	28
①	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	28
②	安否情報収集様式（死亡住民）	29
③	安否情報報告書	30
④	安否情報照会書	31
⑤	安否情報回答書	32
IV	武力攻撃災害への対処	
1	志木市危機対策会議設置規程	35
2	市対策本部の組織及び担当業務	37
3	生活関連等施設、危険物質等の定義	42
①	生活関連等施設の定義	42
②	危険物質等の定義	43
4	危険物質等取扱者に対する措置	46
5	生活関連等施設及び危険物質等取扱施設の状況	49
6	被災情報の報告様式	51
V	用語集	
1	国民保護計画用語集	55

# I 関係機関

<資料 I - 1> 県、市町村の担当部署

No.	機 関 名	勤務時間内			
		担当部署	電話番号	内線	FAX
1	埼玉県	危機管理防災部 危機管理課	048-830-3117 (直通)	—	048-830-4790
2	志木市	総務部 防災危機管理課	048-473-1123 (直通)	2326	048-473-1294
3	朝霞市	危機管理室	048-463-1788 (直通)	—	048-463-1195
4	和光市	危機管理室	048-466-4242 (直通)	—	048-464-1234
5	新座市	総務部 危機管理課	048-477-2502 (直通)	—	048-481-6748

<資料 I - 2> 消防機関の担当部署

機関・団体名	担当部署	所在地	電話番号	FAX
埼玉県南西部 消防本部	警防課	朝霞市溝沼 1 - 2 - 2 7	048-460-0122 (直通)	048-463-0493
志木消防署	—	志木市本町 1 - 3 - 1	048-472-0119	048-472-0809

メールアドレス	勤務時間外	
	担当課室	電話番号
a3115-03@pref.saitama.lg.jp	危機管理防災部当直者	048-830-3166 048-822-9771 (FAX)
bousai@city.shiki.lg.jp	警備室	048-473-1111
kiki_kanri@city.asaka.lg.jp	警備室	048-463-1111
b0200@city.wako.lg.jp	当直室	048-464-1111
kikikanri@city.niiza.lg.jp	当直室	048-477-1111

＜資料 I - 3＞ 指定行政機関の担当部署

No.	名 称	所 在 地	電話番号（代表）
1	内閣府	千代田区永田町 1 - 6 - 1	(03) 5253-2111
2	国家公安委員会	千代田区霞が関 2 - 1 - 2	(03) 3581-0141
3	警察庁	千代田区霞が関 2 - 1 - 2	(03) 3581-0141
4	金融庁	千代田区霞が関 3 - 2 - 1	(03) 3506-6000
5	消費者庁	千代田区霞が関 3 - 1 - 1	(03) 3507-8800
6	総務省	千代田区霞が関 2 - 1 - 2	(03) 5253-5111
7	消防庁	千代田区霞が関 2 - 1 - 2	(03) 5253-5111
8	法務省	千代田区霞が関 1 - 1 - 1	(03) 3580-4111
9	外務省	千代田区霞が関 2 - 2 - 1	(03) 3580-3311
10	財務省	千代田区霞が関 3 - 1 - 1	(03) 3581-4111
11	文部科学省	千代田区霞が関 3 - 2 - 2	(03) 5253-4111
12	文化庁	千代田区霞が関 3 - 2 - 2	(03) 5253-4111
13	厚生労働省	千代田区霞が関 1 - 2 - 2	(03) 5253-1111
14	農林水産省	千代田区霞が関 1 - 2 - 1	(03) 3502-8111
15	経済産業省	千代田区霞が関 1 - 3 - 1	(03) 3501-1511
16	資源エネルギー庁	千代田区霞が関 1 - 3 - 1	(03) 3501-1511
17	中小企業庁	千代田区霞が関 1 - 3 - 1	(03) 3501-1511
18	国土交通省	千代田区霞が関 2 - 1 - 3	(03) 5253-8111
19	国土地理院	茨城県つくば市北郷 1	(029) 864-1111
20	気象庁	港区虎ノ門 3 - 6 - 9	(03) 6758-3900
21	海上保安庁	千代田区霞が関 2 - 1 - 3	(03) 3591-6361
22	環境省	千代田区霞が関 1 - 2 - 2	(03) 3581-3351
23	原子力規制委員会	港区六本木 1 - 9 - 9	(03) 3581-3352
24	防衛省	新宿区市谷本村町 5 - 1	(03) 5366-3111

＜資料 I - 4＞ 指定地方行政機関等

(1) 指定地方行政機関等

機関・団体名	所在地	電話番号
さいたま労働基準監督署	さいたま市中央区新都心 11-2	048-600-4803
関東農政局	さいたま市中央区新都心 2-1	048-864-9041
熊谷地方気象台	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-0058
荒川上流河川事務所西浦和出張所	さいたま市桜区田島 8-17-1	048-861-9129
さいたま農林振興センター	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和地方庁舎 2F	048-822-2492
朝霞県土整備事務所	朝霞市大字浜崎 678	048-471-4661
朝霞警察署	朝霞市栄町 5-9-5	048-465-0110
いろは橋交番	志木市中宗岡 1-3-43	048-473-2595
志木駅東口交番	志木市本町 5-26-3	048-471-0258
柳瀬川駅前交番	志木市館 2-5-3	048-475-0045
朝霞税務署	朝霞市本町 1-1-46	048-467-2211
朝霞県税事務所	朝霞市三原 1-3-1	048-463-1671
税務大学校和光校舎	和光市南 2-3-7	048-460-5000
朝霞保健所	朝霞市青葉台 1-10-5	048-461-0468
ハローワーク朝霞	朝霞市本町 1-1-37	048-463-2233
司法研修所	和光市南 2-3-8	048-460-2000
法務局志木出張所	志木市本町 1-4-25	048-476-1230
関東運輸局所沢事務所	所沢市牛沼 688-1	042-998-1600
川越年金事務所	川越市脇田本町 8-1 U-PLACE 5階	049-242-2657
さいたま地方裁判所	さいたま市浦和区高砂 3-16-45	048-863-4111
さいたま地方検察庁	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-2221
埼玉労働局	さいたま市中央区新都心 11-2	048-600-6200
浦和公証センター	さいたま市浦和区高砂 3-7-2 タニグチビル 3F	048-831-1951
川越公証役場	川越市新富町 2-22 八十二銀行ビル 5F	049-224-9454
運転免許センター	鴻巣市 405-4	048-543-2001
国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
水資源開発公団秋ヶ瀬管理事務所	志木市下宗岡 3-20-12	048-471-3583
志木市商工会	志木市本町 1-6-30	048-471-0049
朝霞地区医師会	朝霞市本町 1-7-3	048-464-4666

## (2) 自衛隊

区分	部隊等の長名及び窓口	所在地	電話番号
陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048) 460-1711 内線 2426 (当直 2971)
	第32普通科連隊 (大宮)	〒331-8550 さいたま市北区日進1丁目40番地7	(048) 663-4241
海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒328-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稻荷山2-3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)



<資料 I - 5> 指定公共機関、指定地方公共機関

(1) 郵便局

機関・団体名	所在地	電話番号
志木郵便局	志木市本町 5-20-9	048-471-1342
志木上町郵便局	志木市本町 3-1-6	048-472-4302
志木宗岡郵便局	志木市中宗岡 4-1-5	048-471-0416
志木館郵便局	志木市館 1-5-3	048-473-2422
志木柳瀬川駅前郵便局	志木市館 2-6-11	048-474-8701

(2) 交通機関

機関・団体名	所在地	電話番号
志木駅	新座市東北 2-38-1	048-471-0047
柳瀬川駅	志木市館 2-5-1	048-474-4300
朝霞台駅	朝霞市東弁財 1-4-17	048-473-0777
J R北朝霞駅	朝霞市浜崎 1-1-1	048-473-2378
国際興業西浦和営業所	さいたま市桜区桜田 2-1-5	048-865-2250
東武バスウエスト新座営業所	新座市大和田 4-15-6	048-477-3934
西武バス新座営業所	新座市本多 1-12-10	048-481-2525

(3) ライフライン（電気・ガス・電話）

機関・団体名	所在地	電話番号
東京電力志木支社	志木市幸町 1-8-50	0120-995-442
東上ガス	志木市本町 3-1-61	048-471-2311
大東ガス	入間郡三芳町藤久保字西 1081-1	049-259-1111
N T T 東日本 埼玉支店	さいたま市中央区新都心 9	048-603-5840

(4) 日本赤十字社

機関・団体名	所在地	電話番号
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117

<資料 I - 6> 志木市内の公共施設及び公共的施設等

(1) 公共施設

施設名	所在地	電話番号
柳瀬川駅前出張所	志木市館2-6-10	048-472-4449
志木駅前出張所	志木市本町5-26-1	048-473-3988
市民会館	志木市本町1-11-50	048-474-3030
総合福祉センター	志木市上宗岡1-5-1	048-475-0011
柳瀬川図書館	志木市館2-6-14	048-487-2004
いろは遊学図書館	志木市本町1-10-1	048-471-1478
市民体育館	志木市館2-2-5	048-474-7666
秋ヶ瀬スポーツセンター	志木市上宗岡4-25-46	048-473-4360
郷土資料館	志木市中宗岡3-1-2	048-471-0573
武道館	志木市柏町3-6-19	048-474-7666
教育サポートセンター	志木市上宗岡1-5-1（総合福祉センター内）	048-471-2211
八ヶ岳自然の家	長野県南佐久郡南牧村海ノ口字八ヶ岳2255-1	0267-98-2297
宗岡公民館	志木市中宗岡4-16-11	048-472-9321
宗岡第二公民館	志木市上宗岡1-5-1（総合福祉センター内）	048-475-0013
いろは遊学館	志木市本町1-10-1	048-471-1297
村山快哉堂	志木市中宗岡5-1	048-474-5411
健康増進センター	志木市幸町3-4-70	048-487-4611

## (2) 学校

施設名	所在地	電話番号
志木小学校	志木市本町1-10-1	048-471-0111
宗岡小学校	志木市中宗岡3-1-1	048-471-0307
志木第二小学校	志木市館1-2-1	048-472-0540
宗岡第二小学校	志木市上宗岡3-13-1	048-473-2305
志木第三小学校	志木市柏町3-2-1	048-471-1062
宗岡第三小学校	志木市下宗岡1-15-30	048-471-2244
志木第四小学校	志木市館1-4-1	048-474-7911
宗岡第四小学校	志木市上宗岡1-1-2	048-473-5250
志木中学校	志木市柏町3-2-2	048-471-0143
宗岡中学校	志木市上宗岡1-8-1	048-471-2241
志木第二中学校	志木市館1-3-1	048-473-2379
宗岡第二中学校	志木市下宗岡4-1-10	048-472-1516
県立志木高等学校	志木市上宗岡1-1-1	048-473-8111
慶應義塾志木高等学校	志木市本町4-14-1	048-471-1361
細田学園中学校・高等学校	志木市本町2-7-1	048-471-3255

## (3) 保育園・学童保育クラブ

施設名	所在地	電話番号
いろは保育園	志木市本町1-1-67	048-472-5239
北美保育園	志木市中宗岡4-1-11	048-472-9173
西原保育園	志木市幸町3-9-52	048-472-6677
アスク志木駅前保育園	志木市本町5-20-15	048-476-6314
よつば保育園	志木市館2-6-11 <sup>ハ</sup> アクセント2階	048-471-1010
アンファンシェリペあもーる	志木市館2-7-7	048-474-3588
ステラ志木宗岡保育園	志木市上宗岡3-13-3	048-485-1517
こどもの家・志木中宗岡保育園	志木市中宗岡1-19-48	048-474-0101
アートチャイルドケア志木	志木市柏町1-6-71	048-485-0123
ウェルネス保育園志木	志木市柏町5-5-38	048-423-5322
メリーポピンズ志木ルーム	志木市本町5-19-9	048-474-6380
志木どろんこ保育園	志木市下宗岡2-15-46	048-471-6010
メープル保育園	志木市幸町2-6-12	048-424-3991
ありさん保育園	志木市本町5-15-6中川ビル1F	048-234-7090

おおのみち保育園	志木市中宗岡2-25-33	048-472-1611
保育園元気キッズ志木園	志木市本町3-13-5	048-472-0660
ぷりえ柳瀬川園	志木市柏町6-29-57	048-458-3236
メリーポピンズ志木駅前ルーム	志木市本町5-17-66 フラウドシティ志木本町1階	048-486-0015
こどもの家・志木中宗岡保育園上宗岡分園	志木市上宗岡3-6-36	048-437-8990
ひいらぎ保育園	志木市柏町6-29-65	048-424-7777
ぷりえ志木本町園	志木市本町6-27-16	048-424-2957
館第一すぎのこ保育園	志木市館1-2-2	048-423-9700
ぷりえ志木駅前園	志木市本町5-21-17	048-424-2975
しきポポロ保育園	志木市幸町2-11-43	048-424-3412
アンファンシェリSHIKISM	志木市本町5-24-21 SHIKISMビル2F	048-474-1022
館第二すぎのこ保育園	志木市館2-6-15	048-423-6788
ベビールームファニー	志木市本町6-15-8-101	048-476-8343
アメリカンキッズ英語保育園志木本町園	志木市本町5-10-24	048-472-8008
志木保育マステーション	志木市館1-4-1ふれあい館「もくせい」	048-423-3663
ぷりえユリノ木園	志木市本町5-14-281F	048-423-8153
ここりの森保育園	志木市柏町6-29-60	048-472-8088
プティシェリ	志木市館2-7-5	048-423-8807
笑顔のはな保育園	志木市本町5-22-4-102	048-278-3521
あだちみどり保育園	志木市本町5-26-1 マルイ6階	048-423-0321
保育園元気キッズ志木幸町園	志木市幸町1-8-60 サトル幸町ビル1階	048-470-4055
ここりの森保育園宗岡	志木市下宗岡3-1-25 1階	048-473-8000
志木学童保育クラブ	志木市本町1-10-1	048-472-9551
宗岡学童保育クラブ	志木市中宗岡3-1-1	048-473-4400
志木第二学童保育クラブ	志木市館1-2-1	048-474-1100
宗岡第二学童保育クラブ	志木市上宗岡3-13-1	048-472-1226
志木第三学童保育クラブ	志木市柏町3-2-1	048-471-0822
宗岡第三学童保育クラブ	志木市下宗岡1-15-30	048-476-6669
志木第四学童保育クラブ	志木市館1-4-1	048-471-3020
宗岡第四学童保育クラブ	志木市上宗岡1-1-2	048-487-6839

#### (4) 福祉施設

施設名	所在地	電話番号
福祉センター	志木市上宗岡1-5-1（総合福祉センター2階）	048-473-7569
第二福祉センター	志木市柏町3-5-1	048-476-4122
児童センター	志木市上宗岡1-5-1（総合福祉センター3階）	048-485-3100
子育て支援センター「めばえ」	志木市館2-6-15（第二すぎのこ保育園2階）	048-423-6675
子育て支援センター「ぷちまある」	志木市本町1-11-50（市民会館内）	080-4425-1538
いろは子育て支援センター「にこまある」	志木市本町1-1-67（いろは保育園2階）	048-486-6888
西原子育て支援センター「まんまある」	志木市幸町3-9-52（西原保育園2階）	048-472-7112
宗岡子育て支援センター「ぼけっと」	志木市上宗岡1-5-1（総合福祉センター3階）	048-485-3102
高齢者あんしん相談センター柏の杜	志木市柏町3-5-1（第二福祉センター内）	048-486-5199
高齢者あんしん相談センターせせらぎ	志木市中宗岡1-19-51（アミカの郷志木裏側）	048-485-2113
高齢者あんしん相談センターブロン	志木市本町2-10-50	048-486-0003
高齢者あんしん相談センター館・幸町	志木市幸町3-12-5	048-485-5610
高齢者あんしん相談センターあきがせ	志木市中宗岡3-25-10	048-485-5020

#### (5) 幼稚園

施設名	所在地	電話番号
志木なかもり幼稚園	志木市幸町1-19-52	048-473-6600
みわ幼稚園	志木市柏町4-6-43	048-473-5033
細田学園幼稚園	志木市本町2-7-1	048-471-3255
足立みどり幼稚園	志木市上宗岡4-21-55	048-472-1752
泉幼稚園	志木市本町6-5-3	048-471-0058
おおのみち幼稚園	志木市中宗岡2-25-33	048-472-6066
幸福の森幼稚園	志木市館2-1-2	048-474-8221

#### (6) 市関係法人

機関・団体名	所在地	電話番号
志木市社会福祉協議会	志木市上宗岡1-5-1（総合福祉センター内）	048-485-1177
文化スポーツ振興公社	志木市本町1-11-50	048-473-3030

## II 避 難

＜資料Ⅱ－１＞ 避難施設一覧

指定番号	施設名称	施設所在地
志木市-001-1	志木市立志木小学校	本町 1-10-1
志木市-002-1	志木市立志木第二小学校	館 1-2-1
志木市-003-1	志木市立志木第三小学校	柏町 3-2-1
志木市-004-1	志木市立志木第四小学校	館 1-4-1
志木市-005-1	志木市立宗岡小学校	中宗岡 3-1-1
志木市-006-1	志木市立宗岡第二小学校	上宗岡 3-13-1
志木市-007-1	志木市立宗岡第三小学校	下宗岡 1-15-30
志木市-008-1	志木市立宗岡第四小学校	上宗岡 1-1-2
志木市-009-1	志木市立志木中学校	柏町 3-2-2
志木市-010-1	志木市立志木第二中学校	館 1-3-1
志木市-011-1	志木市立宗岡中学校	上宗岡 1-8-1
志木市-012-1	志木市立宗岡第二中学校	下宗岡 4-1-10
志木市-013-1	総合福祉センター	上宗岡 1-5-1
志木市-014-1	いろは遊学館	本町 1-10-1
志木市-015-1	宗岡公民館	中宗岡 4-16-11
志木市-016-1	福祉センター	上宗岡 1-5-1 (総合福祉センター内)
志木市-017-1	第二福祉センター	柏町 3-5-1
志木市-018-1	館近隣公園	館 2丁目地内
志木市-019-2	埼玉県立志木高等学校	上宗岡 1-1-1

※ 国民保護法第 148 条第 1 項の規定により、県知事が指定している避難施設である。

# III 救 援



# 震災対策用備蓄品備蓄リスト

品目	数量	備蓄場所											備考
		志木小	志木二小	志木三小	志木四小	宗岡小	宗岡二小	宗岡三小	宗岡四小	市庁舎	防災倉庫	備蓄倉庫	
備蓄食糧	643箱	73	71	71	65	73	71	71	65			83	
アルファ米	32,150食	3,650	3,550	3,550	3,250	3,650	3,550	3,550	3,250			4,150	
粉ミルク	768缶	96	96	96	96	96	96	96	96				
乾燥粥	7,200食											144	
飲料水													
受水槽改修	188,2トン												
ミネラルウォーター	2,400	240	240	240	240	240	240	240	240			480	
備蓄資材													
照明セット	115セット	15	15	14	コードリール12 14	コードリール12 14	15	14	コードリール7 投光器10 三脚13 発電機13				
簡易トイレ	221セット	30	30	30	21	30	30	30	20			0	
障害者用簡易トイレ	8セット	1	1	1	1	1	1	1	1				
リヤカー	23台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	4	
テント	33セット	5	4	0	5	4	4	4	5				
トランジスタメガホン	37個	4	3	3	4	4	3	2	4	0		10	
カマドセット	61セット	7	7	6	7	7	7	6	7	2		5	志木三小 釜受4
高性能単段式圧力調整器	16セット	2	2	2	2	2	2	2	2				
ラック	33セット	4	3	3	3	4	3	3	3			7	
自転車	57台	8	10	5	5	7	8	8	5	1			
携帯電話	10台									10			
土のう	2,200袋									250			総合福祉センター 他2,000袋
発電機	1台									1			
電話機	16台	2	2	2	2	2	2	2	2				

〈資料Ⅲ-1〉備蓄資機材の状況

品目	数量	備蓄場所											備考
		志木小	志木二小	志木三小	志木四小	宗岡小	宗岡二小	宗岡三小	宗岡四小	市庁舎	防災倉庫	備蓄倉庫	
投光機	2台									2			
石油ストーブ	45台	5	5	5	5	5	5	5	5			5	
ガスバーナー	20セット	2	2	2	2	2	2	2	2			4	
水槽マリンテナー	10槽											10	
脚立式梯子	9台	0	1	1	1	1	1	0	1			3	
二つ折り担架	49台	3	4	4	4	4	4	4	4			17	
チェーンソー	10台											10	
見取り図板A型	50台											50	
クロージャッキ	10台											10	
会議用テーブル	9台											9	
折りたたみ式 チェア	50脚											50	
バケツ	160個	20	20	20	20	20	20	20	20				
ジャッキ	16個	2	2	2	2	2	2	2	2	0			
セーフティコーン	29個	0	5	5	5	0	4	5	5				
ガスパワー発電機	24台	5	2	2	2	2	2	2	2	5			
非常用水袋 (6L用)	440袋	30	30	30	30	30	30	30	30			200	

事務用品	9箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
備蓄日用品	6,050枚	730	760	720	720	750	730	720	600		30	290	
毛布													
タオル	3,200枚	400	400	400	400	400	400	400	400				
石ケン	3,200個	400	400	400	400	400	400	400	400				
使い捨て下着	2,750枚	300	300	300	300	300	300	300	300			350	
ティッシュペーパー	2,100箱	250	250	250	250	250	250	250	250			100	
トイレトペーパー	3,500巻	400	400	400	400	400	400	400	400			300	
生理用品	322袋	45	32	40	40	45	40	40	40				

品目	数量	備蓄場所											備考
		志木小	志木二小	志木三小	志木四小	宗岡小	宗岡二小	宗岡三小	宗岡四小	市庁舎	防災倉庫	備蓄倉庫	
オムツ パンパースM	80袋	10	10	10	10	10	10	10	10				
パンパースL	39袋	5	5	5	5	5	5	5	4				
アテントM	39袋	5	5	5	5	5	5	5	4				
アテントL	80袋	10	10	10	10	10	10	10	10				
ブルーシート	231枚	29	23	27	25	28	27	27	25			20	
ポリタンク	738個	68	66	66	60	68	66	66	50		228		
携帯ラジオ	79個	10	10	10	10	10	10	9	10				
懐中電灯	655個	67	66	66	70	68	66	65	70	67		50	
ノコギリ	89本	10	9	10	10	10	10	10	10			10	
ハンマー	89本	10	9	10	10	10	10	10	10			10	
金テコ	80本	10	10	10	10	10	10	10	10				
ナタ	90本	10	10	10	10	10	10	10	10			10	
トビぐち	90本	10	10	10	10	10	10	10	10			10	
救急箱	23セット	3	3	2	2	3	3	2	2			3	
スコップ	68本									15	33	20	
バリケード	69台										39	30	
カッター	40本	5	5	5	5	5	5	5	5				
哺乳瓶	400本	50	50	50	50	50	50	50	50			0	
平バール	10本											10	
トラロープ	5巻											5	
空気入れ	7個	1	1	0	1	1	1	1	1				
ガソリン携行缶	20缶	2	2	2	2	2	2	2	2			4	
差し替えベスト	240枚	30	30	30	30	30	30	30	30				
ボランティア腕章	100枚											100	
職員用防災ベスト(蛍光オレンジ色)		10	10	10	10	10	10	10	10	150			

品目	数量	備蓄場所											備考
		志木小	志木二小	志木三小	志木四小	宗岡小	宗岡二小	宗岡三小	宗岡四小	市庁舎	防災倉庫	備蓄倉庫	
災害用パンダナ(障がい表示)	160枚	20	20	20	20	20	20	20	20				
乾電池 単一	2,760個	272	264	264	280	272	264	264	280	400		200	
単二	258個	24	18	18	24	24	18	18	24	30		60	
単三	160個	20	20	20	20	20	20	20	20				
非常用飲料水生成システム	1台												大原浄水場

品目	数量	備蓄場所											備考
		志木小	志木二小	志木三小	志木四小	宗岡小	宗岡二小	宗岡三小	宗岡四小	市庁舎	防災倉庫	備蓄倉庫	
マスク	10,000枚	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000			2000	
ハンドジェル	804本	84	84	84	84	84	84	84	84			132	
非接触型体温計	100本	10	10	10	10	10	10	10	10			20	
手袋	20箱	2	2	2	2	2	2	2	2			4	
ビニールエプロン	200袋	10	10	10	10	10	10	10	10			120	1袋10枚入り
フェイスシールド	240枚	10	10	10	10	10	10	10	10			160	
パーティション	1,100張												所沢倉庫に備蓄
アルミ式折りたたみマット	2,000枚												所沢倉庫に備蓄

防災倉庫: 志木市柏町1丁目9番地内

備蓄倉庫: 志木市本町5丁目26番2号(志木駅東口地下駐車場内)

所沢倉庫: 所沢市坂之下247-2

<資料Ⅲ－２> 医療機関等の一覧

(1) 市内の医療機関

【市内の病院等】

(令和3年3月)

名 称	所 在 地	電話番号	科 目
浅野病院	本町 6-24-21	471-2400	内・外・整・脳・小・泌・皮・肛・循
いろは橋すずき眼科	中宗岡 5-16-2	485-8950	眼
岩崎小児科医院	本町 6-3-9	474-7474	小
いわさき内科・循環器科	本町 5-15-21	475-3308	内・循
内田耳鼻咽喉科医院	中宗岡 2-1-41	473-3387	耳
宇野眼科医院	館 2-7-11-103	472-6202	眼
かとう整形外科・リハビリ テーション科	本町 5-22-29 志木家具セン タービル 1F	486-3770	整・リハ
かまた内科クリニック	本町 4-11-15 第二高橋ビル 2F	472-7070	内
眼科龍雲堂医院	本町 4-3-17	471-0200	眼
清河眼科医院	本町 5-21-62	474-3369	眼
ここ肌クリニック	館 2-6-11 志木ニュータウンパ ークレセント 204 号	458-3956	皮
幸町クリニック	幸町 1-5-23 アイビススクエア 1F	485-5600	内・消・外・肛
志木いろは橋クリニック	中宗岡 5-16-2-2	471-1688	内・小・皮
志木駅前うちだ耳鼻科	本町 5-25-8 トウセツビル 2F	423-2511	耳
志木駅前クリニック	本町 5-21-63	473-8101	内
志木江原耳鼻咽喉科	本町 5-23-26-101	473-7929	耳
志木柏町クリニック	柏町 1-6-74	423-2792	整・内
志木北口クリニック	本町 5-24-17 アルパビル 4F	471-2661	精・神・心内
志木大腸肛門クリニック	本町 5-19-15	423-8768	内・消・肛・外
志木ホームクリニック	本町 5-24-18 川島屋本社ビ ル 5 階	487-1255	内・循・小・リハ
鈴木医院	中宗岡 2-14-25	473-4766	内・小
田島耳鼻咽喉科医院	館 2-6-11 ペアクレセント 3F 303	475-3308	耳
たで内科クリニック	柏町 6-29-44 ベルリバー 2F	485-2600	内・消

たなか整形外科クリニック	幸町 4-3-18	486-1010	整・リハ・麻
TMG 宗岡中央病院	上宗岡 5-14-50	472-9211	内・外・整・小・リハ
中川眼科志木	本町 5-26-1 マルイファミリ ー志木 7F	423-0395	眼
西川医院	本町 2-4-46	471-0074	内
はんだ内科クリニック	本町 6-18-5 医療ビル 1F	486-2327	内・小・胃・循
福島脳神経外科・内科ク リニック	本町 6-22-45	474-3000	脳・内
柳瀬川駅前クリニック	館 2-6-11 ぺアクレセント 3F	486-6201	内・呼・循
柳瀬川ファミリークリニッ ク	幸町 4-1-1	485-9561	内・小・泌
よつはレディースクリニック 志木	本町 5-25-8 トゥーセットビル 3F	423-6428	婦
わかばこどもクリニック	本町 5-19-15 アトリアフスカ 2F	423-4749	小・アレ・皮・内

【診療科目略号説明】

内=内科 呼=呼吸器科 消=消化器科 胃=胃腸科 循=循環器科 小=小児科 精=精神科  
 神=神経科 心内=心療内科 外=外科 整=整形外科 リハ=リハビリテーション 脳=脳神経外科  
 婦=婦人科 眼=眼科 耳=耳鼻いんこう科 皮=皮膚科 泌=泌尿器科 アレ=アレルギー科  
 麻=麻酔科

【市内の歯科診療所】

(令和2年 月)

診療所名称	所在地	電話番号	診療科目
アイビー歯科	幸町 1-6-44	474-6481	歯・小歯・審
幸町歯科口腔外科医院	幸町 1-12-16	456-7500	歯・小歯・口外・イ
高澤歯科クリニック	本町 5-20-24 サンライトビル1F	485-1846	歯・小歯・矯・審・イ
まさおかデンタルクリニック	本町 5-24-7 イーストウッドビル3F	475-0966	歯・小歯・口外
志木歯科クリニック	本町 6-18-5 医療ビル 2F	473-8844	歯・小歯・矯・口外
クレセント歯科クリニック	館 2-6-11 ペアクレセント 307	475-3242	歯・小歯・矯・口外・審・イ
ペアモール歯科	館 2-7	474-9006	歯
福田歯科医院	館 2-7-11-106 志木ニュータウン医療施設	471-0888	歯
しまむら歯科医院	幸町 1-7-43KOUJIYA 七番館 1F	474-3555	歯・小歯・矯・口外
鳥飼歯科医院	幸町 2-11-7	472-4104	歯
中山歯科クリニック	幸町 4-3-5	487-0770	歯・小歯・矯
第一歯科医院	上宗岡 4-21-37	474-3108	歯
志木宗岡歯科医院	上宗岡 5-2-28	423-2233	歯・小歯・口外
志木おじま歯科	柏町 1-9-85	476-3001	歯・小歯
長内歯科医院	柏町 4-3-78	471-2200	歯
千葉歯科クリニック	柏町 6-18-23 101	470-6480	歯・小歯・矯・口外
にわやま歯科クリニック	柏町 6-29-44 ヘル・リバー 2F	487-0155	歯・小歯・矯・口外
三枝歯科	柏町 6-29-77	473-7194	歯
西山歯科医院	本町 1-1-8	471-0313	歯
安井歯科	本町 4-15-1	474-1336	歯
佐藤デンタルクリニック	本町 5-14-22	474-1563	歯
よこやま歯科クリニック	本町 5-18-22	475-1822	歯・矯・審・イ
松田歯科クリニック	本町 5-20-32	476-5010	歯・矯・小歯
ファミリー歯科医院	本町 5-24-18	471-8020	歯・小歯・矯・イ
北谷デンタルクリニック	本町 5-9-17	470-3150	歯・小歯・口外
志木あん歯科クリニック	本町 6-22-45	458-3200	歯・小歯・矯・口外
ヒロキ歯科診療所	本町 6-25-29	476-1677	歯・矯歯・小歯
岩崎歯科小児科医院	本町 6-3-9	474-7474	歯・小歯・矯・口外
椎木歯科医院	本町 6-4-1	471-0036	歯・小歯・口外
ほんちょう歯科	本町 6-20-3 1F	487-5611	歯・小歯・口外
デンタルクリニックM	下宗岡 2-13-20	485-2525	歯・小歯・口外

志木オハナ歯科クリニック	中宗岡 3-7-6	424-2416	歯・小歯・矯
みずの歯科医院	本町 1-6-11 壺番館 1F	476-4618	歯・小歯・矯・口外
さとし矯正歯科クリニック	本町 5-24-6 木下ビル 3 階	486-8877	歯・矯

【診療科目略号説明】 歯=歯科 矯=矯正歯科 小歯=小児歯科 口外=口腔外科

【市内の薬局（保険薬局）】

(令和2年 月)

事業所名	所在地	電話番号
アイセイ薬局 志木店	幸町 4-4-9	470-0557
あおい調剤薬局 志木店	本町 5-15-18 山三ビル 2 階	476-8733
あおい薬局 志木北口駅前店	本町 5-25-6	470-5593
朝日屋原薬局	本町 2-4-43	471-0037
いちご薬局	本町 5-19-15	485-9280
幸町薬局	幸町 3-4-10	458-3677
さくら薬局 柳瀬川駅前店	館 2-6-11	473-5622
サンドラッグ志木調剤店	本町 6-22-45	473-2230
サンドラッグ志木店	本町 6-22-45	475-3223
ソレイユ薬局	本町 6-23-13	483-5593
地球堂薬局	本町 5-23-28	486-5050
ドラッグエース 宗岡店	上宗岡 5-15-16	486-5211
ドラッグストアセキ 中宗岡店	中宗岡 4-5-36	470-2300
ドラッグセイムス 中宗岡一丁薬局	中宗岡 1-9-37	486-7511
ドラッグセイムス 宗岡店	中宗岡 3-2-30	474-4430
ドラッグセイムス 柳瀬川店	柏町 6-28-22	486-5322
ひまわり薬局 志木店	本町 6-21-11	423-6175
ファーマシー山賀	館 2-7-4 ペアモール 1 階	476-9580
ファミリー薬局	中宗岡 3-1-5	476-2677
まごころ薬局	上宗岡 4-6-27	487-8110
(有)三上薬局	本町 6-11-10	471-0245
リズム薬局志木店	本町 5-24-18 6F	485-4301
れもん薬局	柏町 6-29-54	474-2838
ワカバ薬局	上宗岡 5-18-8	473-3940



＜資料Ⅲ－３＞ 火葬場等の一覧

【火葬場】

名 称	所 在 地	電話番号
戸田葬祭場	板橋区舟渡 4-15-1	03-3966-4241
さいたま市浦和斎場	さいたま市桜区大字上大久保 1523-1	048-855-6246
所沢市斎場	所沢市北原町 1282	04-2993-9931
朝霞市斎場	朝霞市大字溝沼 1259-1	048-460-0055
入間東部広域斎場 しののめの里	富士見市下南畑70番1	049-275-3030

【遺体安置所】

施 設 名	所 在 地	電話番号
宝幢寺	柏町 1-10-22	471-0064
實蔵院	中宗岡 1-15-61	472-4041
千光寺	上宗岡 2-2-30	471-6130
大仙寺	上宗岡 2-7-45	471-1093

【身元不明遺体を安置する市の定める安置場所】

名 称	所 在 地	電話番号
實蔵院	中宗岡 1-15-61	472-4041

【葬儀店】

名 称	所 在 地	電話番号
(有)石原葬儀社	志木市本町 4-8-35	471-1198
(株)東上セレモ	志木市本町 6-4-5	472-6136
(有)サンレイ	志木市上宗岡 1-18-32	475-0003
K T P T(有) 本社	志木市中宗岡 2-28-2	485-5845
(株)さいたま奉仕会葬祭センター	志木市下宗岡 2-4-18	471-4544
(有)あさか葬祭	朝霞市根岸台 7-48-29	450-0694
花輪式典 朝霞店	朝霞市根岸台 4-11-12	451-0401
福祉葬祭メモリアルルーム朝霞	朝霞市浜崎 3-8-14	471-7979
さくら商事(株)	朝霞市溝沼 6-15-4	463-8640
(有)豊昭寝台車	朝霞市宮戸 1-5-3	475-1907
(株)アトラス	朝霞市浜崎 3-17-30	474-1545
あさか野農協ライフサービス	朝霞市本町 1-7-5	450-5252
(株)セレモニー	和光市本町 15-51	464-1611
(株)東邦寝台	新座市大和田 1-25-20	477-3177
メモリアルヨーコー	新座市北野 2-13-21	482-8210
(株)日本博礼社	新座市野寺 2-20-20	042-477-0044
(有)磯辺葬儀社	新座市畑中 1-14-22	482-5977
(株)西部典礼	新座市東北 2-27-2	471-8880
(有)さいたま葬祭	新座市野火止 7-7-20	480-3457
メモリアル高津	新座市栄 4-7-4	477-8160
(株)金周内田	新座市野火止 3-12-2	479-0944
アルファクラブ武蔵野(株)	入間郡三芳町藤久保 575-2	049-258-9011

<資料Ⅲ－４－①>

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（       年    月    日    時    分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年           月           日
④ 男女の別	男                   女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本        その他（        ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷                   非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する  同意しない
備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

<資料Ⅲ－４－②>

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（      年    月    日    時    分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年    月    日
④ 男女の別	男                  女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本      その他（      ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者

避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
  - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
  - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えた「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。



＜資料Ⅲ－４－④＞ 安否情報照会書

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

志木市長 様

年 月 日

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由		
備 考		
照 会 に 係 る 者 を 特 定	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国籍（日本国籍を有しない者に限る）	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

＜資料Ⅲ－４－⑤＞ 安否情報回答書

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

様	年 月 日
志 木 市 長	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり 回答します。	

避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住所		
	氏名		
	フリガナ		
出生の年月日		男女の別	
国籍		その他個人を識別するための情報	
居所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。





## IV 武力攻撃災害への対処

## ＜資料Ⅳ－１＞志木市危機対策会議設置規程

### 志木市危機対策会議設置規程

#### (設置)

第1条 危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、当該危機に関する迅速な情報の収集を図るとともに、当該危機への対応策を検討するため、志木市危機対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

#### (定義)

第2条 この規程において「危機」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害
- (2) 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等又は市民の生活に重大な被害を及ぼす事案
- (3) 市の産業又は経済に重大な被害を及ぼす事案等

#### (組織)

第3条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、市長をもって充て、副議長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、教育長及び部長の職にある者並びに関係職員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

#### (会議)

第4条 対策会議は、議長が招集し、主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 議長は、必要があると認めるときは、対策会議に委員以外の者を出席させることができる。

#### (開設期間等)

第5条 市長は、当該危機と最も密接な関連を有する事務を所掌する部局長（以下「部局長」という。）又は総務部長からの報告に基づき、緊急に危機への対応の必要があると認めるときに対策会議を開設する。ただし、志木市災害対策本部条例（昭和41年志木市条例第32号）に規定する志木市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）又は志木市危機対策本部設置規程（平成19年志木市訓令第1号）に規定する志木市危機対策本部（以下「危機対策本部」という。）が開設されるときはこの限りでない。

2 対策会議を開設した場合は、当該対策会議に適切な名称を付するものとする。

3 部局長は、対策会議における議長の指示等により、所管業務（志木市防災会議条例（昭和41年志木市条例第31号）に規定する志木市地域防災計画及び危機対策本部において所掌する事務を含む。）に係る危機への対策を講じるものとする。

4 議長は、危機による被害拡大のおそれが解消したと認められたとき又は災害対策本部若しくは危機対策本部が開設されたときに、対策会議を閉鎖する。  
（庶務）

第6条 対策会議の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、対策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## ＜資料Ⅳ－２＞ 市対策本部の組織及び担当業務

### (1) 組織の概要

市対策本部の組織は(2)組織図のとおりとし、各々の役割の概要は次のとおりとする。

#### ア 本部長（市長）

市対策本部を総括し、職員を指揮監督する。

#### イ 副本部長（副市長、教育長）

本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときにその職務を代理する。

#### ウ 本部員

部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

#### エ 本部連絡員（各部代表者 1 人）

市対策本部と各部班との情報伝達等を行う。

#### オ 各部班

各部班の担当業務は、(3)各部班の事務分掌のとおりとする。

(2) 組織図

〈志木市国民保護対策本部〉

本部長 市長
副本部長 副市長 教育長
本部員 総合行政部長 総務部長 市民生活部長 福祉部長 子ども・健康部長 都市整備部長 市長公室長 会計管理者 上下水道部長 議会事務局長 教育政策部長 志木消防署長 消防団長 防災危機管理課長

本部連絡員  
(各部代表者1人)

〈国民保護現地対策本部〉  
(必要に応じて設置)

〈各部〉

総括部 ◎総務部長 ○市長公室長 ○議会事務局長
-----------------------------------

情報人事部 ◎総合行政部長
------------------

市民生活部 ◎市民生活部長
------------------

保健福祉部 ◎福祉部長 ○子ども・健康部長
-----------------------------

都市整備部 ◎都市整備部長
------------------

出納部 ◎会計管理者
---------------

上下水道部 ◎上下水道部長
------------------

文教部 ◎教育政策部長
----------------

志木市消防団
--------

志木消防署
-------

〈各班〉

本部事務局	◎防災危機管理課 ○秘書政策課 ○議会事務局
-------	------------------------------

調査財政班	◎課税課 ○収納管理課 ○財政課
-------	------------------------

広報班	◎市政情報課
-----	--------

人事班	◎人事課
-----	------

ボランティアセンター	志木市社会福祉協議会
------------	------------

行政管理班	◎行政管理課 ○新庁舎建設推進室
-------	---------------------

交通衛生班	◎市民活動推進課 ○総合窓口課 ○柳瀬川駅前出張所 ○志木駅前出張所 ○環境推進課 ○産業観光課 ○選挙管理委員会事務局 ○監査委員事務局
-------	--

避難所班	◎共生社会推進課 ○生活援護課 ○長寿応援課 ○福祉監査室 ○保険年金課
------	--

保育支援班	◎子ども支援課 ○保育課 ○子育て支援センター ○児童発達相談センター ○児童センター ○保育園 ○学童保育クラブ
-------	---

医療班	◎健康増進センター ○健康政策課
-----	---------------------

施設復旧班	◎都市計画課 ○道路課 ○建築開発課
-------	--------------------------

出納班	◎会計課
-----	------

下水道班	◎下水道施設課
------	---------

水道班	◎水道施設課 ○上下水道総務課
-----	--------------------

教育総務班	◎教育総務課
-------	--------

学校教育班	◎学校教育課
-------	--------

教育協力班	◎生涯学習課 ○教育サポートセンター ○いろは遊学館 ○柳瀬川図書館 ○いろは遊学図書館
-------	--

埼玉県南西部消防本部
------------

- (注) 1 市長が不在等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順にその職務を代理する。  
 2 ◎印の所属長を班長とする。  
 3 複数の所属で構成する班においては、班長以外の所属長を副班長とし、単独の所属で構成する班においては、所属長の直近下位の職にある者を副班長とする。  
 4 市対策本部の設置初期において、各班における班長予定職員の参集が遅れた場合、本部長は、参集した職員の中から班長代理を速やかに指名する。

(3) 各部班の事務分掌

部	部長名	班	事務分掌
総括部	◎総務部長 ○市長公室長 ○議会事務局長	本部事務局 ◎防災危機管理課 ○秘書政策課 ○議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 動員配備の伝達に関する事。</li> <li>2 要員配備の調整に関する事。</li> <li>3 市対策本部の設置及び運営に関する事。</li> <li>4 議会との連絡調整に関する事。</li> <li>5 国民保護に関する情報の収集・伝達の総括に関する事。</li> <li>6 国民保護措置従事者への特殊標章等の交付に関する事。</li> <li>7 国及び県からの指示並びに国及び県への要請などの連絡調整に関する事。</li> <li>8 他の市町村との連携及び連絡調整に関する事。</li> <li>9 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携及び連絡調整に関する事。</li> <li>10 自衛隊の派遣要請の総括に関する事。</li> <li>11 警報及び避難の指示の伝達に関する事。</li> <li>12 避難経路の決定に関する事。</li> <li>13 緊急通報の伝達に関する事。</li> <li>14 二次災害の防止に関する事。</li> <li>15 退避の指示及び警戒区域の設定に関する事。</li> <li>16 ヘリコプター、船舶の確保に関する事。</li> <li>17 ライフライン機関との連携に関する事。</li> <li>18 危険物質等の安全確保に関する事。</li> </ol>
		調査財政班 ◎課税課 ○財政課 ○収納管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物、土地の被害調査に関する事。</li> <li>2 被災世帯調査に関する事。</li> <li>3 罹災証明の発行に関する事。</li> <li>4 本有事務局との情報の共有に関する事。</li> <li>5 税の減免に関する事。</li> <li>6 被害状況の収集、集計、報告、記録に関する事。</li> <li>7 応急予算編成に関する事。</li> <li>8 現金調達に関する事。</li> </ol>
		情報人事部	◎総合行政部長

※各部班の事務分掌は原則的なものであり、事態の状況に応じて相互に応援することとする。

※次長については、各所管部長の指示により、事務に従事することとする。

部	部長名	班	事務分掌
市民生活部	◎市民生活部長	交通衛生班 ◎市民活動推進課 ○環境推進課 ○産業観光課 ○総合窓口課 ○柳瀬川駅前出張所 ○志木駅前出張所 ○選挙管理委員会事務局 ○監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市道の交通規制に関する事。</li> <li>2 交通規制の要請に関する事。</li> <li>3 帰宅困難者対策に関する事。</li> <li>4 所管施設関連施設の被害状況の把握に関する事。</li> <li>5 災害廃棄物及びし尿の処理に関する事。</li> <li>6 関係機関、処理業者との連絡調整に関する事。</li> <li>7 防疫及び環境衛生に関する事。</li> <li>8 動物保護対策に関する事。</li> <li>9 避難所での動物の適正飼育に関する事。</li> <li>10 災害廃棄物仮置き場所の確保に関する事。</li> <li>11 そ族昆虫駆除に関する事。</li> <li>12 放射能・有害物質による二次災害の防止に関する事。</li> <li>13 商工業被害の把握等に関する事。</li> <li>14 農作物被害の把握等に関する事。</li> <li>15 外国人への支援に関する事。</li> <li>16 遺体安置所を開設・運営及び搬送に関する事。</li> <li>17 物価の高騰・悪質商法等の抑制に関する事。</li> <li>18 被災者の安否情報の収集及び提供に関する事。</li> <li>19 身元不明者等の情報に関する事。</li> <li>20 遺体の埋葬・火葬許可の発行に関する事。</li> </ol>
保健福祉部	◎福祉部長 ○子ども・健康部長	避難所班 ◎共生社会推進課 ○生活援護課 ○長寿応援課 ○保険年金課 ○福祉監査室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況の把握に関する事。</li> <li>2 避難所の設置及び運営に関する事。</li> <li>3 要配慮者の安否確認、避難援護に関する事。</li> <li>4 要配慮者への避難所等における支援に関する事。</li> <li>5 福祉避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>6 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>7 社会福祉施設、医療機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>8 被災者に対する生活保護の実施及び生業資金、更生資金等の貸付等に関する事。</li> <li>9 災害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護金の貸付に関する事。</li> <li>10 災害見舞金品の受入れ及び配分に関する事。</li> <li>11 食糧の調達に関する事。</li> <li>12 生活必要物資等の調達に関する事。</li> <li>13 避難所での動物の適正飼育に関する事。</li> <li>14 災害救援物資の確保及び処理に関する事。</li> </ol>
		保育支援班 ◎子ども支援課 ○保育課 ○児童発達相談センター ○子育て支援センター ○児童センター ○保育園 ○学童保育クラブ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育園児、学童保育児童等の安全確保に関する事。</li> <li>2 施設の被害調査及び利用者の安全確保に関する事。</li> <li>3 施設の応急対策に関する事。</li> <li>4 保健福祉部各班への応援に関する事。</li> </ol>
		医療班 ◎健康増進センター ○健康政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 負傷者の収容及び搬送に関する事。</li> <li>2 救護所の設置に関する事。</li> <li>3 医療救護全般に関する事。</li> <li>4 保健所及び関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 医師会等医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 救急医薬品等の調達に関する事。</li> <li>7 助産及び乳幼児の救護に関する事。</li> <li>8 遺体の検案に関する事。</li> <li>9 感染症の予防に関する事。</li> <li>10 避難者の健康対策及び心のケアに関する事。</li> <li>11 保健福祉部各班への応援に関する事。</li> <li>12 保健活動、衛生指導、心のケアに関する事。 (避難所以外も含む)</li> </ol>

※各部班の事務分掌は原則的なものであり、事態の状況に応じて相互に応援することとする。

※次長については、各所管部長の指示により、事務に従事することとする。



部	部長名	班	事務分掌
都市整備部	◎都市整備部長	施設復旧班 ◎都市計画課 ○道路課  ○建築開発課	1 市有建築物・構造物の二次災害防止に関する事 2 民間建物及び市有施設の応急危険度判定に関する事 3 市指定緊急輸送道路、避難路の確保に関する事 4 応急仮設住宅の確保、建設に関する事 5 道路施設、河川施設の応急措置に関する事 6 障害物の除去に関する事 7 応急復旧資機材の調達及び保管に関する事 8 土木建築関係業者との連絡及び相互協力に関する事 9 災害復旧事業に関する事
出納部	◎会計管理者	出納班 ◎会計課	1 災害時の会計処理に関する事 2 義援金の受付、保管に関する事 3 市民からの問い合わせに関する事
上下水道部	◎上下水道部長	下水道班 ◎下水道施設課	1 下水道の応急復旧等に関する事 2 排水機場の応急措置に関する事 3 応急資機材の調達に関する事 4 土木・管路業者との連絡及び相互協力に関する事 5 仮設トイレの設置等に関する事 6 下水道施設の被害状況の把握に関する事
		水道班 ◎水道施設課 ○上下水道総務課	1 応急給水活動に関する事 2 上水道の応急復旧に関する事 3 応急資機材の調達に関する事 4 水道に関する広報活動に関する事 5 水道関係業者との連絡及び相互協力に関する事 6 土のう作成・運搬及び設置及び撤去に関する事 7 上水道施設の被害状況の把握に関する事 8 上下水道事業に係る会計処理に関する事
文教部	◎教育政策部長	教育総務班 ◎教育総務課	1 学校施設の被害状況の把握に関する事 2 学校施設の応急対策及び復旧に関する事 3 学校関係機関その他団体との連絡調整に関する事 4 地区本部、避難所の設置・運営に関する協力の調整に関する事
		学校教育班 ◎学校教育課	1 児童・生徒の避難誘導・安全確保に関する事 2 教職員の動員に関する事 3 学校関係機関その他の団体との連絡調整に関する事 4 被災児童・生徒の健康管理に関する事 5 応急教育に関する事 6 災害時における学校給食に関する事
		教育協力班 ◎生涯学習課 ○いろは遊学館 ○いろは遊学図書館 ○柳瀬川図書館 ○教育サポートセンター	1 文化財の被害状況の把握に関する事 2 文化財等の保護保全に関する事 3 社会教育施設の災害応急対策に関する事 4 社会教育施設の国民保護対策に関する事 5 社会教育団体指導者の応援協力に関する事 6 文教部各班への応援に関する事
消防団	◎消防団長	消防団	1 市内の状況確認に関する事 2 消火・救助・救急に関する事 3 避難誘導・救出・救護に関する事 4 避難所及び応急仮設住宅等での不審火、失火予防に関する事 5 河川施設の巡視活動、応急措置に関する事
ボランティアセンター	◎社会福祉協議会事務局長	社会福祉協議会	1 ボランティアの受入れに関する事 2 災害対策本部、地区本部、避難所との調整に関する事 3 要配慮者の支援に関する事

※各部班の事務分掌は原則的なものであり、事態の状況に応じて相互に応援することとする。

※次長については、各所管部長の指示により、事務に従事することとする。



## ＜資料Ⅳ－３＞ 生活関連等施設、危険物質等の定義

### ① 生活関連等施設の定義

政令	種別	施設	根拠法令	施設の利用者または利用する事業	規模	その他の定義
27Ⅰ	電気	発電所	電気事業法 第2条第1項	電気事業者(同法同条同項第10号)及び卸供給事業者(同法同条同項第12号)が利用する。	最大出力5万 キロワット以上	
		変電所			使用電圧10万 ボルト以上	
27Ⅱ	ガス	ガス発生設備 ガスホルダー ガス精製設備	ガス事業法 第2条第13項	簡易ガス事業を除く 簡易ガス事業(同法同条 第3項) 高圧ガスの集合、帰化装 置の付いた容器を用いて ガスを発生させ、導管に より団地内の個々の住宅 まで(供給地点70以上)ガ スを供給する事業		
27Ⅲ	水道	取水施設 貯水施設 浄水施設 配水池	水道法	水道事業(同法第3条第 2項)及び水道用水供給 事業(同法同条第4項)の 用に供する	1日につき供 給能力10万立 方メートル以 上	
27Ⅳ	鉄道・軌道	鉄道施設	鉄道事業法 第8条第1項	鉄道又は軌道を利用する 旅客の乗降、待合いその 他の用に供するもの	1日当たりの 平均利用者数 10万人以上	
		軌道施設	軌道法			
27Ⅴ	電気通信	交換設備	電気通信事業法	電気通信事業者(同法第 2条第5項)がその事業 の用に供するもの	利用者の電気 通信設備及び 移動端末設備 (共に3万人以 上)と接続され る伝送路設備 と接続される もの	
27Ⅵ	放送局	無線設備	放送法 第3条第3項	1. 日本放送協会又は一 般放送事業者(同法 第2条第3号3)が 国内放送を行う 2. 他の放送局から放送 をされる放送番組を 受信し、同時に再送 信する放送を主とし て行うもの以外		
27Ⅶ	河川管理施 設	ダム	河川管理施設等 構造令第2章		基礎地盤から 堤頂までの高 さが15メー トル以上	土砂の流出を 防止し、及び調 節するために 設けるダム以 上

## ② 危険物質等の定義

政令	危険物質	性質	根拠法令	定義	備考
28 I	危険物		消防法 第2条第7項	同法第9条の4の指定 数量以上のもの	指定数量以上の貯蔵及び取 扱いの場所に関しては、許 可が必要
		酸化性個体 (塩素酸塩類な ど)	同法別表第1 第1類		危険物の種類に応じて指定 数量:50kg, 300kg, 1000kgの 3段階
		可燃性固体 (赤リン、硫黄な ど)	第2類		危険物の種類に応じて指定 数量:100kg, 500kg, 1000kg の3段階
		自然発火性物質 及び禁水質物質 (カリウム、ナト リウムなど)	第3類		危険物の種類に応じて指定 数量:10kg, 20kg, 50kg, 300kgの4段階
		引火性液体 (石油類、アルコ ールなど)	第4類		危険物の種類に応じて指定 数量:50L, 1000Lまでの8 段階
		自己反応物質 (ニトロ化合物 など)	第5類		危険物の種類に応じて指定 数量:10kg, 20kg, 50kg, 100kgの4段階
		酸化性液体 (過酸化水素水 など)	第6類		指定数量:300kg
28 II	毒物及び劇物	毒物(58成分)	毒物及び劇物取締 法 第2条第1項 同法別表第1	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品及び医薬部 外品以外 (同法第2条)</li> <li>以下の者が取り扱 うもの (令第28条第2条) 毒物劇物営業者 (同法第3条第3項) 特定毒物研究者 (同法第3条の2第1 項) 業務上取扱者 (同法施工令第41条)</li> </ul>	毒物劇物営業者(登録制) : 製造業者、輸入業者、販 売業者
		劇物(240成分)	同条第2項 同法別表第2		業務上取扱者 電気めつき業 金属熱処理業 毒物及び劇物運送業 (5トン車以上) しろあり防除業
28 III	火薬類	火薬	火薬類取締法 第2条第1項第 1号		製造、販売、貯蔵はそれぞ れ、許可を受けた製造施設、 販売所、火薬庫で行わなけ ればならない。 許可権者 製造: 経済産業大臣 販売: 知事 許可: 知事
		爆薬	同法同条同項第2 号		
		火工品	同法同条同項第3 号		
28 IV	高圧ガス		高圧ガス保安法 第2条	(同法第3条: 適う用除 外) <ul style="list-style-type: none"> <li>高圧ボイラー及び その導管内におけ る高圧蒸気</li> <li>鉄道車両のエアコ ンディショナー内</li> </ul>	製造及び貯蔵所(容積300立 方メートル以上)の設置は 知事の許可又は届出が必要 (許可、届出の別はガス種及 び容積による)  販売は、販売所ごとに知事

				<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶内、鉱業を行うための設備内</li> <li>航空機内</li> <li>電気工作物(発電用のもの)内</li> <li>原子炉及びその付属施設内</li> <li>災害の発生のおそれのないもので政令で定めるもの</li> </ul>	への届出が必要
28V	核燃料物質及びこれによって汚染されたもの		原子力基本法 第3条第2号	次の者が所持するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する事業者等</li> <li>当該事業者等から運搬を委託された者</li> <li>受託貯蔵者</li> </ul>	右の事業者等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項) 精錬事業者 加工事業者 原子炉設置者 外国原子力船運行者 使用済燃料貯蔵事業者 再処理事業者 廃棄事業者 使用者
28VI	核原料物質		原子力基本法 第3条第3号	低濃度又は微量で、使用の際に届出が不要なもの(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)以外のすべて	
28VII	放射性同位元素及びこれによって汚染されたもの		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第2条第2項	許可届出使用者等(同法第32条)が所持するもの	
28VIII	毒薬及び劇薬	毒薬	薬事法 第44条第1項	薬局等開設者(同法第46条第1項)が取り扱うもの	薬局等開設者(許可制) 薬局開設者 医薬品の製造業者 輸入販売業者 販売業者
		劇薬	薬事法 第44条第2項		
28IX	高圧ガス		高圧ガス保安法 第2条	電気事業法第38条第3項の電気工作物(発電用のものに限る)内	

28 X	生物剤及び毒薬	生物剤	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律 第2条第1項	業として取り扱う者が取り扱うもの	生物剤(同法第2条第1項) 微生物 人、動物、植物の生体内に入って増殖する場合にこれらを発病、死亡、枯渇させるもの又は毒素を産出するもの 毒素 (同法第2条第2項) 生物によって生産される物質 人、動物、植物の生体内に入って増殖する場合にこれらを発病、死亡、枯渇させるもの 人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるものを含む
		毒素	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律 第2条第2項		
28 XI	毒性物質		化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 第2条第1項	次の者が所持する者 ・許可製造者 (同法第7条第1項) ・許可使用者 (同法第12条) ・承認輸入者 (同法第15条第1項第2号) ・廃棄義務者 (同法第18条第2項) ・指定物質の製造(同法第24条第1項から第3項及び第27条)、使用(同法第26条)、輸入に関する届出をした者(同法第27条)	毒性(同法第2条第1項) 人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的もしくは持続的に著しく害する性質

## ＜資料Ⅳ－４＞ 危険物質等取扱者に対する措置

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備考
危険物 (令第28条第1項)	総務大臣	2以上の都県にわたって設置される移送取扱所において取り扱うもの	1. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 2. 所在場所の変更又はその廃棄	
	知事	2以上の市町村にわたって設置される移送取扱所において取り扱うもの		
	市町村長	消防本部所在市町村以外で貯蔵及び取り扱われるもの		
毒物及び劇物 (令第28条第2項)	厚生労働大臣 一部の業者については知事	製造業者及び輸入業者が取り扱うもの	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	保健所を設置する市 さいたま市 川越市
	知事 (店舗の所在地が保健所を設置する市にある場合は市長)	販売業者が取り扱うもの		
	厚生労働大臣及び知事	特定毒物研究者及び業務上取り扱う者が取り扱うもの		業務上取扱者 電気めつき業 金属熱処理業 毒物及び劇物運送業 (5トン車以上) しろあり防除業
火薬類 (令第28条第3号)	経済産業大臣	製造業者 販売業者 消費者	製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止(火薬類取締法第45条第1号)	
		製造業者 販売業者 消費者 その他火薬を取り扱う者	製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は破棄の一時禁止又は制限(同法同条第2号)	
		所有者 占有者	火薬類の所在場所の変更又は破棄(同法同条第3号)	
		破棄したもの	廃棄した火薬類の収去(同法同条第4号)	
高圧ガス (令第28条第4項)	経済産業大臣又は知事	第一種製造者 第二種製造者 第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者 販売業者 特定高圧ガス所有者 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの充てん事業者	製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所または特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止(高圧ガス保安法第39条第1号)	

		<p>第一種製造者 第二種製造者 第一種貯蔵所の所有者 若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者 若しくは占有者 販売業者 特定高圧ガス所有者 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの充てん事業者 その他高圧ガスを取り扱う者</p>	製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は破棄の一時禁止又は制限(同法同条第2号)	
		<p>高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者 又は占有者</p>	破棄又は所在場所の変更(同法同条第3号)	
核燃料物質 (令第28条第5号)	経済産業大臣	<p>精錬事業者 加工事業者 使用済燃料貯蔵事業者 再処理事業者 廃棄事業者 上記の者から運搬を委託された者 上記の者(運搬を委託された者を除く)から貯蔵を委託された者</p>	核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物による災害を防止するための必要な措置(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項)	
	文部科学大臣	<p>使用者 上記の者から運搬を委託された者 上記の者(運搬を委託された者を除く)から貯蔵を委託された者</p>		
	国土交通大臣	<p>船舶又は航空機による運搬に係る場合、鉄道、軌道、策動、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬であって、運搬するもの以外</p>		
核原料物質 (令第28条第6号)	文部科学大臣	下記以外	<p>1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃業</p>	
	経済産業大臣	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する精錬事業者が所持するもの		
放射性同位元素及びこれによって汚染された物 (令第28条第7号)	文部科学大臣	<p>使用者 販売業者 賃貸業者 廃棄業者 これらの者から運搬を委託された者</p>	<p>1. 所在場所の変更 2. 汚染の除去 3. その他放射線障害を防止するために必要な措置 (放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条第4項)</p>	



毒薬及び劇薬 (令第28条第8号)	厚生労働大臣	下記以外	1.取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2.製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3.所在場所の変更又はその廃業	
	厚生労働大臣及び知事	知事の処分を受けている者が所持するもの		知事の処分を受けている者 薬局開設者 製造業者の一部 輸入業者の一部 販売業者
	農林水産大臣	専ら動物のために使用されることが目的とされるもの		
高圧ガス (令第28条第9号)	経済産業大臣	事業用電気工作物(発電用)内		事業用電気工作物の根拠法令 電気事業法第38条第3項
生物剤及び毒素 (令第28条第10号)	生物剤又は毒素に係る事業を所管する大臣			右の事業を所管する主な大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
毒性物質(許可、届出をした者が所持するもの) (令第28条第11号)	経済産業大臣			

<資料Ⅳ－５> 生活関連等施設及び危険物質等取扱施設の状況

(1) 浄水場

事業所名	所在地
大原浄水場	志木市本町 4-17-19
宗岡浄水場	志木市中宗岡 1-18-33

(2) 危険物取扱施設数

令和3年3月現在

区分 町字名	みなし移送取扱所	移動タンク貯蔵所	一般取扱所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	屋内貯蔵所	給油取扱所	自家用給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	地下タンク貯蔵所	総
												計
本町			1		2						1	4
柏町						1	1					2
幸町							1					1
館											1	1
上宗岡						2		1			1	4
中宗岡		4	2				2				2	10
下宗岡		1										1

(3) LPガス販売業者

令和3年3月現在

事業所名	所在地	電話番号
東上ガス(株)	本町 3-1-61	471-2311
(株)丸喜	柏町 5-13-40	471-3585
(有)柳内屋	中宗岡 1-5-3	472-8758
(有)山口商店	本町 1-6-6	471-0044
(有)森下ガス	下宗岡 2-15-40	474-3894
亀屋商店	本町 1-2-3	471-1192
(有)細田商店	中宗岡 3-11-23	471-4047

(4) 給油取引業者

令和3年3月現在

事業所名	所在地	電話番号
シムラス中宗岡SS	中宗岡 1-15-60	485-1555
シムラス宗岡サービスステーション	中宗岡 1-6-11	472-1541
シムラス柏町SS	柏町 5-11-33	472-3033
(株)エネオスフロンティア埼玉支店 Dr. Drive セルフ志木幸町店	幸町 1-16-28	473-2411

## ＜資料Ⅳ－６＞ 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分  
志 木 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 令和 年 月 日 時 分

(2) 発生場所 志木市  
(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住宅被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概要を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

# V 用語集

## <資料V-1>国民保護計画用語集

### 【あ行】

#### あ

##### 安否情報:

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報〔法第94条第1項〕

#### う

##### 受入地域:

県域を越える避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域〔法第58条第3項〕

#### え

##### NBC攻撃(エヌ・ビー・シー攻撃):

核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)、化学兵器(Chemical weapons)を使用した攻撃

##### NBC災害:

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

##### Em-Net(緊急情報ネットワークシステム):

総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、国(官邸)と地方公共団体、指定行政機関、及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステム。メッセージを共生的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意喚起を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。

#### お

##### 応急公用負担:

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある〔法第113条〕

##### 応急措置:

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう

##### 応急物資:

市内外の個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった物資のこと

## 【か行】

### か

#### 化学剤:

化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの(サリン、VX等)

#### 核燃料物質:

原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

### き

#### 危険物質等:

引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質〔法第103条第1項〕

#### 基本指針:

武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針〔法第32条第1項〕

#### 救援:

避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与食品等の給与、医療の提供などの措置〔法第75条〕

#### 救護班:

医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うもの

#### 緊急交通路:

避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要があるため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路〔法第155条第1項〕

#### 緊急対処事態:

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの〔事態対処法第25条第1項〕

#### 緊急対処事態対処方針:

緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針〔事態対処法第25条第1項〕

#### 緊急対処保護措置:

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第172条第1項、事態対処法第25条第3項第2号〕

**緊急通行車両：**

緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なもの〔法第155条第1項〕

**緊急通報：**

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報〔法第99条〕

**緊急被ばく医療派遣チーム：**

原子力災害時に放射線医学総合研究所や国立病院等から現地に派遣される、医療関係者等からなるチーム

**緊急物資：**

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材〔法第79条第1項〕

**く****国の対策本部：**

閣議にかけて、臨時に内閣に置かれる武力攻撃事態等対策本部〔事態対処法第10条第1項〕

**国の対策本部長：**

武力攻撃事態等対策本部の長をいい、内閣総理大臣をもって充てられる〔事態対処法第11条第1項〕

**け****警戒区域：**

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域〔法第114条第1項、第2項〕

**警報：**

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報〔法第44条〕

**県国民保護協議会：**

県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べる機関〔法第37条〕

**県国民保護計画：**

基本指針に基づき知事が作成する県の国民の保護に関する計画〔法第34条〕

**県対策本部：**

県及び県内の市町村、指定(地方)公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる、埼玉県国民保護対策本部〔法第27条第2項〕



## こ

### **広域応援体制：**

都道府県又は市町村の区域を越えた相互の応援体制

### **広域緊急援助隊：**

高度な救出救助能力を有し、大規模災害時に広域的に活動する警察の部隊

### **高度情報通信ネットワーク：**

県の防災行政無線を発展させて整備した、県庁、県地方機関、市町村、防災関係機関等を結ぶ情報通信網

### **後方医療活動：**

災害時において、現地の救護所や医療機関で対応しきれない重症患者などを、対応可能な後方の医療機関に搬送して行う医療活動。災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院などで実施される。

### **国際人道法：**

武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法(ジュネーブ諸条約等)

### **国民保護協議会：**

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を策定するための諮問機関

### **国民保護措置：**

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第2条第3項、事態対処法第22条第1号〕

### **国民保護対策本部：**

都道府県及び市町村が実施する都道府県及び市町村の区域にかかる国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行う組織

### **国民保護等派遣：**

防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項(緊急処理事態における準用を含む)の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長(内閣総理大臣)から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣〔自衛隊法第77条の4〕

## **【さ行】**

## さ

### **災害時優先電話：**

災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話

## し

### **J-ALERT(全国瞬時警報システム):**

地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国(内閣官房・気象庁)から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム

### **自主防災組織:**

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織〔災害対策基本法第5条第2項〕

### **市町村国民保護計画:**

県国民保護計画に基づき市町村長が作成する市町村の国民の保護に関する計画〔法第35条〕国民保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救助などに関する事項や備蓄品、訓練などに関する事項などを定める

### **指定行政機関:**

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する行政機関で、政令で定めるもの〔事態対処法第2条第4号〕

### **指定公共機関:**

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの〔事態対処法第2条第6号〕

### **指定地方行政機関:**

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの〔事態対処法第2条第5号〕

### **指定地方公共機関:**

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの〔法第2条第2項〕

### **指定地方公共機関国民保護業務計画:**

県国民保護計画に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画〔法第36条〕

### **収用:**

知事などが、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得すること

### **収容施設:**

被災者や避難住民を受入れるための施設(応急仮設住宅を含む)

### **ジュネーヴ諸条約:**

ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者、病者及び病者の状態の改善に関する条約(第一条約)
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約(第二条約)

《第一条約及び第二条約の主な内容》

戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

- ・ 捕虜の待遇に関する条約(第三条約)

《第三条約の主な内容》

捕虜は人道的に取扱わなければならない。

- ・ 戦時における文民の保護に関する条約(第四条約)
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第一追加議定書)
- ・ 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第二追加議定書)

《第四条約及び追加議定書の主な内容》

非戦闘員である文民は保護されなければならない。

#### **除染:**

人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること

#### **せ**

##### **生活関連等施設:**

国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で政令で定めるもの〔法第102条〕

##### **生活関連物資等:**

国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資〔生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条〕

##### **生物剤:**

生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの

##### **赤十字標章:**

ジュネーブ諸条約第1追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療運送手段を保護するため、赤十字標章等と身分証明書を定めている

#### **そ**

##### **相互応援協定:**

災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定

## 【た行】

### た

#### 大規模集客施設:

デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設

#### 対策本部長(国):

事前対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第23条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。なお、市町村の対策本部は国からの指定により国民保護法第27条に基づき設置されるものであり、本部長は市町村長をもって充てる。

#### 対処基本方針:

武力攻撃事態等に至ったときに政府その対処に関して定める基本的な方針のこと。対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。

#### 対処措置:

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

- (1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。事態対処法第2条第1項第7号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられている。
- (2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

#### ダーティボム:

「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、一般的な爆発物を使用することを指す。核爆弾とは異なる。

#### 弾道ミサイル:

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道起動を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

### ち

#### 治安出動:

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第78条〕

#### 着上陸侵攻:

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸

## と

### **特定物質:**

救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの〔法第81条第1項〕

### **トリアージ:**

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること

## 【は行】

## ひ

### **非常通信協議会:**

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会〔電波法第74条の2〕

### **非常通信体制:**

災害発生時などの非常時において通信を確保する体制

### **避難先地域:**

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む)〔法第52条第2項第2号〕

### **避難施設:**

知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設〔法第148条〕

### **避難実施要領:**

避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの〔法第61条〕

### **避難住民:**

避難を行った者又は避難の途中にある者(住民以外の滞在者を含む)

### **避難住民等:**

避難住民及び武力攻撃災害による被災者〔法第75条第1項〕

### **避難措置の指示:**

国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示〔法第52条第1項〕

### **避難の指示:**

避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示〔法第54条第1項〕

### **避難誘導:**

避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと〔法第62条第1項〕

## **ふ**

### **輻輳:**

交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること

### **武力攻撃:**

我が国に対する外部からの武力攻撃〔事態対処法第2条第1号〕

### **武力攻撃災害:**

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害〔法第2条第4項〕

### **武力攻撃災害への対処に関する措置:**

武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置〔法第97条第1項〕

### **武力攻撃事態:**

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態〔事態対処法第2条第2号〕

### **武力攻撃事態対処法:**

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略

### **武力攻撃事態等:**

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態〔事態対処法第1条〕

### **武力攻撃予測事態:**

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態〔事態対処法第2条第3号〕

## **ほ**

### **防衛出動:**

武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第76条〕

### **防護服:**

放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備

### **防災行政無線:**

県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム

### **保管命令:**

救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令（隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止）〔法第81条第3項〕

## 【や行】

### ゆ

#### 有事関連三法:

- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法)
- ・安全保障会議設置法の一部を改正する法律
- ・自衛隊法及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の3法

#### 有事関連七法:

事態対処法の規定を受け、平成16年6月14日に成立した法律

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)
- ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(米軍行動関連措置法)
- ・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(海上輸送規制法)
- ・自衛隊法の一部を改正する法律
- ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(特定公共施設利用法)
- ・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(捕虜取扱い法)
- ・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律(国際人道法違反処罰法)

### よ

#### 要配慮者:

次のいずれかに該当する者

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者

例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。

#### 要避難地域:

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域〔法第52条第2項第1号〕

## 【ら行】

### り

#### 利用指針:

武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針(特定の者の優先的な利用の確保〔武力攻撃事態等〕における特定公共施設等の利用に関する法律)